

県への要望事項（令和4年度 秋季） 一覧

| No. | 要望事項 | 県担当部署 |
|-----|---|----------------------|
| 1 | コロナ禍における原油価格・物価高騰等に伴う生活者及び事業者への一体的な支援について | 総合政策部 市町村課、地域振興課 |
| 2 | 宅地造成等規制法の一部改正に伴う規制区域の指定等について | 環境森林部 資源循環推進課 |
| 3 | 延長保育事業(子ども・子育て支援事業)の補助制度の拡充について | 保健福祉部 こども政策課 |
| 4 | 産後ケア事業の実施に対する支援について | 保健福祉部 こども政策課 |
| 5 | MICE開催支援制度の新設について | 産業労働観光部 観光交流課 |
| 6 | 空き家対策促進のための財政支援について | 県土整備部 住宅課 |
| 7 | ICT教育に係る費用の助成について | 教育委員会 総務課 |
| 8 | 学校給食施設の新增築及び改築に係る国庫補助の採択及び更なる充実について | 教育委員会 学校安全課 |
| 9 | 栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について | 教育委員会 義務教育課、学校安全課 |
| 10 | 小学校高学年からの教科担任制導入に係る専科教員の配置について | 教育委員会 義務教育課 |
| 11 | 加配教員の増員及び専門職員の配置について | 教育委員会 義務教育課 |
| 12 | スポーツを通じた共生社会実現のための支援について | 教育委員会 スポーツ振興課 |

コロナ禍における原油価格・物価高騰等に伴う生活者及び事業者への一体的な支援について

これまで、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策及び事業者支援については、国の地方創生臨時交付金等を活用し、栃木県及び県内各市町が独自に支援を行ってきました。そのため、県と各市町の支援が重複してしまうことや国からの支援金に対する上乗せ、横出し支援の内容が異なるなど、各市町によって県内事業者への支援に格差が生じているのが現状です。

地方創生臨時交付金は、「地域の実情に応じて、きめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付する」とされていますが、県内の実情を考えた場合、市町間における大きな差異はない共通の課題と、各市町独自の課題があるものと考えられます。

再び感染が急拡大し、更なる感染防止対策が求められていることに加え、原油価格・物価高騰等の影響を受けている市民生活や事業者の経済活動に対する支援についてもきめ細かな対応が急務となっています。

このようなことから、地方創生臨時交付金等を活用した今後の市民及び事業者に対する支援については、県における支援との重複、市町間での過度な競争が生じぬよう、栃木県において各市町の課題を吸い上げ、共通の課題に対する支援については、県の施策に反映し各市町の施策立案に先行してその内容を示すとともに、各市町独自の課題に対する支援については、情報共有を図るなどの調整機能を果たしていただき、県が行う支援と市町が行う支援について歩調を合わせた対応となるように要望いたします。

令和4年11月2日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

宅地造成等規制法の一部改正に伴う 規制区域の指定等について

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことから、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、盛土等を行う土地の用途やその目的に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（盛土規制法）が令和4年5月27日に公布されたところです。

盛土規制法では、都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を「宅地造成等工事規制区域」「特定盛土等規制区域」として指定することとなっており、規制区域内で行われる盛土等については、都道府県知事等の許可が必要となります。

一方で、栃木県内では県又は各市町の土砂条例に基づき、既に盛土の規制をしているところですが、盛土規制法施行後、盛土規制法と土砂条例の運用に不透明な部分が多くあることから、盛土規制法の規制区域外に盛土が集中することがないように規制区域の指定に配慮いただくとともに、今後想定される県の土砂条例改正にあたっては、国が策定中のガイドラインの説明も含め、市町土砂条例改正のためにも適切な情報提供をいただきますようお願いいたします。

令和4年11月2日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

延長保育事業（子ども・子育て支援事業）の 補助制度の拡充について

就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされていることから、各市町では、通常の利用時間帯以外に引き続き保育を実施する延長保育事業を、国の子ども・子育て支援事業をもとに実施しております。

一般的な保育所等が延長保育を実施する場合、令和4年度における国の補助基準は、平均対象児童が6人以上で1時間延長する場合は1,667,000円に対し、6人未満の場合は30分延長する場合の基準額である300,000円が適用され、単価の乖離が大きい状況です。

現場では、複数の保育士を配置し、1時間延長の体制をとっているものの、基準人数に満たないため30分延長の金額が適用されることで、施設の負担が大きくなってしまっている状況です。

このような状況を踏まえ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、保育施設が安定した運営を継続できるよう、補助要件の緩和を国に対し働きかけていただくとともに、栃木県として補助の拡充をしていただくよう要望いたします。

令和4年11月2日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

産後ケア事業の実施に対する支援について

産後ケア事業は育児不安等が認められる母子に対してのサービスであるため、利用しやすい環境を整えることが、育児不安の解消さらには児童虐待防止にもつながります。

令和元年に母子保健法の一部を改正する法律が公布され、産後ケア事業が努力義務となったことから、各市町においては医療機関等と連携し、事業に取り組んでいるところです。

法律における事業対象者は「出産後1年を経過しない女子及び乳児」とされており、市町村が地域の実情に合わせて指定できるとされておりますが、分娩施設である医療機関等では、4～5か月以降の乳児を安全に受け入れる環境や体制の確保が難しく、市町単独では受け入れが難しい現状にあります。

また、利用施設については、各市町が個別に医療機関等と契約を結んでおりますが、新たな医療機関等と契約を結ぶ場合、連絡調整等の諸手続きに時間を要し、タイムリーなサービスの提供が難しくなっております。

つきましては、受け入れ先の拡充のため、産後ケア事業サービス提供可能な医療機関等を把握するための実態調査の実施や情報提供とともに、医師会や助産師会へ働きかけていただくよう要望いたします。

また、市町が実施主体の事業ではありますが、広域的に実施する方が効果的と考えられることから、定期予防接種の相互乗り入れ事業と同様、県医師会等との契約で本事業を実施できるような体制を整えていただきたく、併せて要望いたします。

令和4年11月2日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

M I C E 開催支援制度の新設について

国が策定した「観光ビジョン実現プログラム2018」においては、M I C E が観光立国実現に向けた主要な柱の一つとして位置付けられ、グローバルM I C E 都市の選定、ユニークベニユーの開発、各種プロモーション活動等の取組が進められています。

各自治体においても、人口減少下における重点政策の一つとして、海外を含む域外からの集客による地域活性化を目指し、施設の新規整備や拡張、誘致メニューの強化等が進められ、都市間におけるM I C E 誘致競争は年々激化しています。

このような中、栃木県においては、令和3年3月に「新とちぎ観光立県戦略」を策定し、M I C E 招致に向けた関係団体との連携強化を掲げ、本市交流拠点施設の開業に合わせた、M I C E 招致に向けた検討を主な取組として挙げられたところです。

宇都宮市においては、令和4年度の宇都宮駅東口交流拠点施設の開業等を契機に、学術会議や大会等の会議のほか、企業系会議や展示会・イベントなど、より多くの催事開催が可能となることから、M I C E 開催支援補助制度を新設する等、M I C E 誘致の強化を着実に進めるとともに、会議等主催者に対する営業活動を推進しています。

M I C E 誘致により、ユニークベニユーやテクニカルビジット、アフターコンベンションなどによる県内市町の魅力発信や観光振興、ビジネスマッチングによる新たなイノベーション機会の創出など、周辺市町をはじめ、県内への幅広い経済効果が大いに期待されることから、栃木県においても、会議等主催者に対し、県内各地におけるM I C E 開催の魅力を訴求でき、効果的な誘致活動が展開できるよう、M I C E 誘致に係る補助制度の新設など、実効性のある支援を要望いたします。

令和4年11月2日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

空き家対策促進のための財政支援について

近年、人口減少や既存住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等にとともない、全国的に「空き家」が増加しており、防災や防犯・景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。

このような中、市町においては空家等対策計画を策定し、国の空き家対策総合支援事業を活用しながら、管理不全な空き家の解消や優良な空き家の利活用を通して、地域住民の生活環境の整備等に取り組んでおります。

しかし、空き家対策総合支援事業による一部補助があるとはいえ、空き家対策に係る市町の財政負担は多大であります。また、今後も空き家は増加が見込まれており、空き家対策に係る必要な財源を安定的・継続的に確保することが課題となっております。

つきましては、地域の喫緊の課題である空き家対策の更なる推進を図るためには、県による技術的支援に加え財政支援が不可欠であることから、空き家対策総合支援事業の空き家の除却やリフォーム費補助等に係る市町負担分に対し、県による財政支援策を講じられますよう要望いたします。

令和4年11月2日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

I C T教育に係る費用の助成について

各市においては、学習指導要領を踏まえた国の整備方針やG I G Aスクール構想に基づき、児童生徒「1人1台」端末の環境が整備され、積極的な活用が進められているところです。

I C Tの効果的な活用を将来にわたって持続するには、学校におけるI C T環境の維持が必要不可欠です。しかし、I C T環境の維持に係る継続的な費用の発生により、既に、各市の財政に与える影響は非常に大きなものとなっています。

つきましては、教育現場におけるI C T環境を持続するために、端末や周辺機器の修繕・保守・更新費用に加え、回線接続料、ネットワークの維持に係る機器の保守・更新やセキュリティの維持に係る費用、I C T支援員業務委託料等について、国の方針に従い整備を進めてきた経過等を踏まえ、継続的かつ十分な財政支援をいただくよう、国に対して働きかけていただくとともに、県からの財政支援についても要望いたします。

令和4年11月2日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

学校給食施設の新増築及び改築に係る国庫補助の採択及び更なる充実について

学校給食の衛生管理の徹底については、平成8年度に発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒の教訓を踏まえ、平成20年6月の学校給食法の改正において、「学校給食衛生管理基準」が法律上明確に位置付けられたところであります。

その後、新しい学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理を行い、安全で美味しい給食の提供に努めているところではありますが、各市の給食調理場につきましては、学校給食衛生管理基準制定前に建設され、構造的に当該基準を満たすことが困難な調理場も多く残っています。

国の学校施設環境改善交付金の補助率は、新増築分が1/2に対し改築分は1/3となっており、更に既存施設とは別の敷地に新たな施設を整備する場合でも、新たな施設から給食を提供しようとする学校が既存施設から給食の提供を受けている場合は、改築にあたりとされております。

調理場の建て替えは急務ではありますが、多大な予算を必要とするため、その進捗は思うに任せないのが現状であります。

つきましては、学校施設環境改善交付金における改築分1/3の補助率を新増築分と同様の1/2とするよう、国に対し働きかけていただくよう要望いたします。

令和4年11月2日
栃木県市長会
会長 佐藤 栄 一

栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について

現在、栄養教諭の担う業務は、学校給食の調理・衛生管理の他に食育の推進や食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応等幅広くなっており、学校給食の安全のためには、栄養教諭・学校栄養職員の存在は必要不可欠となっております。

このような中、県におかれましては、栄養教諭・学校栄養職員を国の配置基準に基づき各市町へ配置いただいているところですが、現状の配置基準では、食物アレルギー等、個別の課題へのきめ細やかな対応や効果的な指導の実施が困難な状況にあります。

つきましては、学校教育における食育の充実及び学校給食の安全安心を図るため、栄養教諭等の定数の基準を見直すとともに、栄養教諭等の加配定数を改善し、増員を図ることを国に働きかけるとともに、県においても、栄養教諭等の更なる配置拡大を図られますよう要望いたします。

令和4年11月2日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

小学校高学年からの教科担任制導入に係る 専科指導教員の配置について

令和4年度より「小学校高学年における教科担任制」が導入され、文部科学省は、令和7年度までの今後4年間で算数、理科、外国語、体育の4教科を優先し、小学校5・6年生において教科担任制を進めることとしています。

教科担任制については、専門性の高い教科指導を通じた教育の質の向上、小学校・中学校間の円滑な接続による「中1ギャップ」の緩和、複数の教員が指導に当たることによる児童への多面的な指導・支援、各教員の週時間数軽減等による学校における働き方改革の推進等、様々な効果が期待され、質の高い教育活動に繋がるものと考えております。また、教科担任制の推進にあたっては、現在配置されている加配教員数の確保と併せて専科指導教員の配置を進めていくことが有効であると考えております。

つきましては、専科指導教員について必要人員の確保及び配置をお願いするとともに、現在各校に配置されている各種加配教員数の維持や拡充についても要望いたします。

令和4年11月2日
栃木県市長会
会長 佐藤 栄 一

加配教員の増員及び専門職員の配置について

令和3年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申においては、先行きが不透明な「予測困難の時代」において、新学習指導要領の着実な実施とICTの活用により、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要とされています。

また、今日の学校教育が直面している課題として、子どもたちの多様化、教師の長時間労働、少子化・人口減少の影響、情報化や感染症への対応等が挙げられますが、そのような様々な課題に対し、学校現場では、義務教育標準法に基づき定めた県の配当基準によって配置された教員のほか、市独自で支援員等を配置し対応に当たっているのが現状です。

今後も、児童生徒一人一人に質の高いきめ細やかな教育を展開していくためにも、加配教員の増員や、専門的な知識・経験を持つ職員の計画的な配置が必要となります。

つきましては、本県すべての児童生徒が安心して学校生活に取り組めるよう、加配教員を増員していただくとともに、栄養教諭やICT関係、特別支援教育等に特化した専門職員を配置していただきますよう要望いたします。

令和4年11月2日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

スポーツを通じた共生社会実現のための支援について

いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会をきっかけとして、県民のスポーツへの興味は一層高まっており、これを契機に、スポーツを「する」だけでなく「見る」「支える」という関わり方で、誰でも気軽にスポーツに参画できるよう、より一層の環境整備が必要と考えます。

特に、女性や障害者においては、気軽に参加できる機会が少ないことや、施設の整備が十分でないこと等の理由から、スポーツ実施率が低い傾向にあるのが現状です。

このようなことから、障害の有無や性別等を問わず、誰もがスポーツを楽しむことができる共生社会の実現に向けて、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に対する補助制度の創設と、スポーツ参画を支える人材の育成に対する支援をいただくよう要望いたします。

令和4年11月2日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一